

令和 8 年 2 月 27 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

液晶ディスプレイモニター、空気圧縮機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4 件
（うち石油ふろがま 1 件、ガス炊飯器（LP ガス用） 1 件、ガストーチ 1 件、石油ストーブ（開放式） 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 2 件
（うち液晶ディスプレイモニター 1 件、空気圧縮機 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 15 件
（うち凍結防止用ヒーター（水道用） 1 件、電気ストーブ 1 件、スチームアイロン 1 件、オゾン発生器 1 件、プロジェクター 3 件、リチウム電池内蔵充電器 2 件、電気こたつ 1 件、電子レンジ 2 件、電気温風機 1 件、電気掃除機（充電式、スティック型） 1 件、電動車いす（ハンドル形） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社マウスコンピューターが販売した液晶ディスプレイモニターについて

(管理番号：A202501249)

①事象について

異臭がしたため確認すると、株式会社マウスコンピューター（法人番号：2010501029279）が販売した液晶ディスプレイモニターを溶融する火災が発生していました。現在、原因を調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ACアダプターのDCプラグ接触部から発煙し、発火に至る可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）1月17日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、販売先量販店からダイレクトメールの送付を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202501249）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、JANコード、販売期間、対象台数

製品名	JANコード	販売期間	対象台数
ProLiteXB2472HD-B1（ブランド名：iiyam a）	4948570111015	2011年8月～2014年8月	16,753
ProLiteXB2472H-GB2（ブランド名：iiyam a）	4948570111626		

2022年（令和4年）1月17日からリコール（回収・交換）を実施

交換率：8.2%（2026年2月25日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2025年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観、確認方法>

商品名	製品型番	シリアル番号(13桁)	ACアダプター型番
24インチ液晶モニタ	PLXB2472HD-B1	11101*****	DA-50F19
24インチ液晶モニタ	PLXB2472H-GB2	11162*****	DA-50F19

[モニター本体]

[型番: PLXB2472HD-B1]



[型番: PLXB2472H-GB2]



[AC アダプター]



④利用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ回収・交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社マウスコンピューター 専用問合せ窓口

受 付 時 間：24 時間 365 日受付

電 話 番 号：0120-964-998（フリーダイヤル）

ウェブサイト：https://www2.mouse-jp.co.jp/ssl/user_support2/info.asp?N_ID=458

(2) 株式会社パオックが輸入した空気圧縮機について
(管理番号 A202501256)

①事象について

株式会社パオックが輸入した空気圧縮機から発火する火災が発生しました。
現在、原因を調査中です。

②当該製品のリコール（製品回収）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の製品内部のモーター部品に不具合があり、モーター内で過剰なスパークが発生することで当該部品が異常発熱したため、火災に至った可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2013 年（平成 25 年）4 月 26 日にウェブサイトへ情報を掲載及び新聞社告を掲載し、対象製品について製品回収を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号 A202501256）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、機種・型式、販売期間、J A Nコード、対象数

製品名	機種・型式	販売期間	J A Nコード	対象数
AIRONE オイルレスミニ コンプレッサ	OM-1212	2009年11月～ 2013年4月	4975846525313	1, 666
LUDMAX オイルレスエア コンプレッサ	OLF-0925B	2008年12月～ 2013年4月	4975846890268 4975846890251	25, 136

2013 年（平成 25 年）4 月 26 日からリコール（製品回収）を実施
回収率：18.4%（2026 年 1 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2025 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観>



（機種・型式：OM-1212）



（機種・型式：OLF-0925B）

④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ製品回収を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社パオック

電 話 番 号 : 0120-53-5501 (フリーダイヤル)

受 付 時 間 : 9時~18時 (土・日・祝日を除く。)

ウェブサイト :

<https://www.paock.co.jp/information/%e3%82%aa%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%83%ac%e3%82%b9%e3%82%a8%e3%82%a2%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%83%97%e3%83%ac%e3%83%83%e3%82%b5-om-1212%e3%80%81oIf-0925b-%e5%9b%9e%e5%8f%8e%e3%81%ae%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 荒木、別所、上田

電 話 : 03(3507)9204 (直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 日野、山田、中谷

電 話 : 03(3501)1511 (内線) 4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202501247	令和8年2月9日	令和8年2月24日	石油ふろがま	JPM	株式会社長府製作所	火災	当該製品のタイマーをセットしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から35年以上経過した製品
A202501253	令和8年2月4日	令和8年2月25日	ガス炊飯器（LPガス用）	RR-050VQT	リンナイ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年2月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202501254	令和7年12月31日	令和8年2月25日	ガストーチ	CB-TC	岩谷産業株式会社（輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月19日
A202501255	令和8年2月16日	令和8年2月25日	石油ストーブ（開放式）	KS-67H	株式会社トヨミ	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202501249	令和8年2月4日	令和8年2月24日	液晶ディスプレイモニター	PLXB2472HD-B1	株式会社マウスコンピューター（輸入事業者）	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	令和4年1月17日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：8.2%
A202501256	令和8年2月7日	令和8年2月25日	空気圧縮機	OLF-0925B	株式会社パオック（輸入事業者）	火災	当該製品から発火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	平成25年4月26日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率18.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501244	令和8年2月5日	令和8年2月24日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A202501245	令和7年12月23日	令和8年2月24日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年2月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月13日
A202501246	令和8年1月18日	令和8年2月24日	スチームアイロン	火災	当該製品を使用中、当該製品本体側コードの根元から発煙する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月19日
A202501248	令和7年6月3日	令和8年2月24日	オゾン発生器	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月3日
A202501250	令和6年9月20日	令和8年2月24日	プロジェクター	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年10月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202501251	令和7年8月29日	令和8年2月24日	プロジェクター	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501252	令和7年9月4日	令和8年2月24日	プロジェクター	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和8年1月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202501257	令和8年2月7日	令和8年2月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202501258	令和8年2月2日	令和8年2月25日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202501259	令和8年2月3日	令和8年2月25日	電子レンジ	火災	大学で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品
A202501260	令和8年2月2日	令和8年2月25日	電気温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和8年2月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202501261	令和8年1月9日	令和8年2月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年1月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月13日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501262	令和8年2月16日	令和8年2月25日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品の電源コードのプラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202501263	令和8年2月11日	令和8年2月25日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202501264	令和8年2月13日	令和8年2月25日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用中、踏切内で電車にはねられ、死亡した。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし